

東農健発第 8 4 号
令和 7 年 9 月 8 日

事業主
事業所担当者 各位

東京都農林漁業団体健康保険組合
理事長 野崎 啓太郎
(公 印 省 略)

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、厚生労働省保険局長からの発出された令和 7 年 7 月 4 日保発 0704 第 2 号「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」に基づき、年間収入等について下記の通り変更になります。

なお、その他の認定基準について変更はございません。

記

<現行：令和 7 年 9 月 3 0 日まで>

認定対象者の年間収入は、1 3 0 万円未満かつ月収 1 0 8, 3 3 4 円未満、雇用保険等の受給者の場合は日額 3, 6 1 2 円未満（認定対象者が 6 0 歳以上の者である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、1 8 0 万円未満かつ月収 1 5 0, 0 0 0 円未満、雇用保険等の受給者の場合は日額 5, 0 0 0 円未満）とする。

<改正後：令和 7 年 1 0 月 1 日から>

認定対象者の年間収入は、1 3 0 万円未満かつ月収 1 0 8, 3 3 4 円未満、雇用保険等の受給者は日額 3, 6 1 2 円未満（認定対象者 （被保険者の配偶者を除く。）が 1 9 歳以上 2 3 歳未満の者である場合にあっては、年間収入 1 5 0 万円未満かつ月収 1 2 5, 0 0 0 円未満、雇用保険等の受給者は日額 4, 1 6 7 円未満。 6 0 歳以上の者である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、年間収入 1 8 0 万円未満かつ月収 1 5 0, 0 0 0 円未満、雇用保険等の受給者の場合は日額 5, 0 0 0 円未満）とする。

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ & A

Q1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象にならないのか。

A1 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の被扶養者認定の要件を見直すこととしたものです。なお、配偶者とは、健康保険法における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

Q2 学生であることは要件ではないのか。

A2 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めません。あくまでも年齢によって判断してください。

Q3 年齢要件（19歳以上23歳未満）についてはいつ時点で判断するのか。

A3 その年の12月31日現在の年齢で判定します。

◎民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算されることになります。

Q4 19歳から23歳に該当する者が、令和7年9月30日より前に年収130万円以上150万円未満に該当する程度の収入を得ていましたが、令和7年10月1日には基準が変更になるので、被扶養者から削除せず、そのまま認定を継続しても良いのか。

A4 令和7年10月1日より適用される通知のため、令和7年9月30日までの期間に認定対象者の年間収入が130万円以上かつ月収108,334円以上、雇用保険等の受給者の場合は日額3,612円以上となった場合は削除となります。

削除となった方の収入が、変更になった認定基準を満たす場合は、令和7年10月1日以降に改めて、申請いただき審査を受けてください。